

公安委員会 決 裁 資 料	放置違反金納付命令に係る車両の使用制限 命令に関する規則の一部改正について	令和 7 年 2 月 19 日 交 通 指 導 課
1 改正規則 放置違反金納付命令に係る車両の使用制限命令に関する規則（平成18年鹿児島県公安委員会規則第19号） 2 改正理由 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定）に基づくアナログ規制の見直しの一環として、都道府県公安委員会等の掲示への掲示により行うこととされている聴聞の公示について、インターネットを利用して行うことを可能とする各種法令の改正に関する文書が発出されたことによる。 3 改正内容 (1) 公示方法 改正前：警察本部の掲示板への掲示 改正後：鹿児島県警察のホームページへの掲載又は警察本部の掲示板への掲示 (2) 公示内容 改正前：当事者の住所・氏名の表示あり 改正後：当事者の住所・氏名の表示なし (3) 様式の変更（第 7 号様式 道路交通法に基づく聴聞の公告） 改正前：当事者の住所・氏名の記載あり 改正後：当事者の住所・氏名の項目を削除 (4) 様式の廃止（第 8 号様式 道路交通法に基づく所在不明者の公告） (5) 様式の号数の変更 第 8 号様式の廃止に伴い、第 9 号様式から第13号様式までを 1 号ずつ繰上げ 4 施行日 令和 7 年 3 月 1 日		